家賃の減免制度について

　市営住宅の家賃は、毎年提出していただく「収入申告（収入状況報告）書」により、世帯全体の合計所得額に応じて設定されます。「家賃の減免」制度は、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や長期療養、被災など特別な事情のある世帯を対象に、**申請に基づき**、収入に応じて設定された家賃をさらに減額するものです。

**収入認定通知の収入分位が「１」の世帯で、収入月額※１が80,000円以下の世帯は、申請により使用料を10％～６０％減額することができます。**

※1遺族年金や障害年金、恩給、雇用保険料、児童扶養手当などの非課税所得を含めます。

　審査の結果、承認された場合は、申請を受付した月の翌月の家賃から減免が適用されます。

お問合せ先

加古川市　住宅政策課　市営住宅係

電話：０７９－４２７－９２５４（直通）

午前8時30分～12時、午後１時～５時15分（土日祝日、年末年始は休み）